



島根県報

令和5年2月28日（火）

号外第20号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

（企業局経営課） 2

島根県公営企業管理規程

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第1号

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

島根県水道用水供給事業給水規程（昭和52年島根県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「消火栓等」を「消火栓」に改め、同条第1項中「又は応急給水施設」を削り、「消火栓等」を「消火栓」に改め、同条第2項中「された消火栓等」を「する消火栓」に改め、同条第3項中「消火栓等」を「消火栓」に改め、同条第4項中「消火栓施設」を「消火栓」に、「火災又は消火演習の場合において」を「火災の場合に」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「消火演習のため消火栓施設を使用しようとする者又は災害時の応急給水のために応急給水施設」を「前項の規定にかかわらず、火災の場合の消火活動以外の目的で消火栓」に改め、同項を同条第5項とし、同条の次に次の1条を加える。

（応急給水施設の設置等）

第15条の2 管理者は、使用者が県の水道施設に災害その他非常の場合における応急の給水のための施設（以下「応急給水施設」という。）の附設を希望する場合において、必要と認めるときは、使用者の費用負担において、応急給水施設を設置し、又は使用者が設置することを承認することができる。

- 2 前項の規定に基づき設置する応急給水施設は、設置者に帰属するものとする。
- 3 応急給水施設の維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。
- 4 応急給水施設は、災害その他非常の場合の応急の給水に使用するほか、使用してはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合の応急の給水以外の目的で応急給水施設を使用しようとする者は、使用する日の前日までに消火栓等使用申込書（様式第6号）を提出し、所長の許可を受けなければならない。
様式第6号中「（第15条関係）」を「（第15条、第15条の2関係）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。